

## 介護療養型医療施設入所の利用料について(H27.8.1～)

- 下表の利用料及び食費・居住費の負担額をお支払いいただきます。  
○特定診療費については、利用者ごとにご負担いただく内容が異なります。

### 〈介護サービス費〉

区 分	利用料(自己負担額) (1日あたり)	利用料(自己負担額) (1月(30日)あたり)
要介護5(1割負担の方)	1,355円	40,650円
要介護5(2割負担の方)	2,710円	81,300円
要介護4(1割負担の方)	1,264円	37,920円
要介護4(2割負担の方)	2,528円	75,840円
要介護3(1割負担の方)	1,163円	34,890円
要介護3(2割負担の方)	2,326円	69,780円
要介護2(1割負担の方)	924円	27,720円
要介護2(2割負担の方)	1,848円	55,440円
要介護1(1割負担の方)	814円	24,420円
要介護1(2割負担の方)	1,628円	48,840円

※端数処理の関係で日額に利用日数を乗じた金額と、実際にお支払いいただく金額とは円単位で異なる場合があります。

※新規入所後及び1月以上一般病棟に入院してしてから戻った際は30日を限度として32円/日の初期加算があります。注:1割負担の場合

※病状等によって、その他加算がつく場合があります。

例:療養型療養食加算(1日19円 30日570円)注:1割負担の場合

### 〈特定診療費〉

項 目	利用料(自己負担額) 1割負担の方 (1日あたり)	利用料(自己負担額) 2割負担の方 (1日あたり)	備 考
感染対策指導管理	5円	10円	全員毎日請求
褥瘡対策指導管理	5円	10円	独歩者等を除き全員毎日請求
重度療養管理	123円	246円	吸引回数が1日8回以上の方等実績分請求
理学療法	123円	246円	実績分請求(当該月10回まで)
	86円	172円	実績分請求(当該月11回以上)
作業療法(I)	123円	246円	実績分請求(当該月10回まで)
	86円	172円	実績分請求(当該月11回以上)

### ○高額サービス費について

1月に支払った介護サービス費と特定診療費の利用料の合計額が下表の上限額を超えるときは区役所への申請により高額サービス費としてその超えた金額が支給されます。従って、最終的に介護サービス費と特定診療費としてご負担いただく額は下表の上限額になります(居住費・食費は別に必要です)。

利用者負担段階	該当事由	上限額
第1段階	市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	15,000円
	生活保護受給者等	
第2段階	市町村民税非課税世帯で 本人の年金等の年収が80万円以下の方	15,000円
第3段階		第2段階に該当しない方
第4段階	住民税課税世帯	37,200円
	住民税課税世帯かつ同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方	44,400円

<食費・居住費の負担額>

1日あたり、( )は1月(30日)あたり

利用者負担段階	負担限度額	
	居住費	食費
第1段階	0円 (0円)	300円 (9,000円)
第2段階	370円 (11,100円)	390円 (11,700円)
第3段階	370円 (11,100円)	650円 (19,500円)
第4段階	370円 (11,100円)	1,380円 (41,400円)

※名古屋市の定める基準負担額(居住費=370円、食費=1380円)との差額は介護保険から給付されますので、負担限度額が実際に負担していただく金額になります。(居住費・食費は高額サービス費の対象となりません)。

※名古屋市の定める基準負担額(居住費=370円、食費=1380円)との差額は介護保険から給付されますので、負担限度額が実際に負担していただく金額になります。(居住費・食費は高額サービス費の対象となりません)。